令和８年８月２７日からの大雨に伴う主な被災者支援一覧

被災した市民の皆さまに対する、県と市などの主な支援をまとめました。
詳しくは問合せ先にご連絡ください。

令和8年11月6日現在

項目				内容	り災証明書の要否	問合せ先
被災者の生活確保	総合相談	1	被災に関する困りごとの各種相談	市民課総合案内窓口（市役所１階）にて相談を受けて、担当課へ案内	不要	市民課 0766- 74-8100
	建物の被災程度の証明	2	り災証明の発行手数料の免除	公的支援や保険に請求などの申請手続きに必要となる建物の被災の程度を表す「り災証明書」の発行手数料を免除して無料	ー	税務課 0766- 74-8045
	見舞金・義援金	3	災害見舞金の支給	・住宅の全壊世帯に１０万円 ・半壊世帯に５万円 ・床上浸水世帯等に５万円 ・一部損壊世帯に２万円	必要	福祉介護課 0766- 74-8111
		4	知事見舞金の支給	・住宅の全壊世帯に１０万円 ・半壊世帯に５万円 ・床上浸水世帯に５万円	必要	福祉介護課 0766- 74-8111
		5	災害障害見舞金の支給	被災により心身に重度の障害を受けた方に支給 ・生計維持者　２５０万円 ・その他　１２５万円	必要	福祉介護課 0766- 74-8111
		6	災害弔慰金の支給	災害関連死として認定された方のご遺族の方に対し災害弔慰金を支給 ・生計維持者５００万円 ・その他の世帯員２５０万円	必要	福祉介護課 0766- 74-8111
		7	災害義援金の支給 追加	県と市が受付けた義援金を、全壊から一部損壊までの被害程度に応じて被災世帯に80万円～2万円	必要	会計課 0766- 74-8121
	生活支援	8	被災者生活再建支援金の支給	居住する住宅が著しい被害を受けた世帯に対し、生活再建を支援するため支援金を支給 住宅の全壊から一部損壊の程度に応じて 被災世帯に３００万円～５万円（単数世帯は３/４）	必要	市民課 0766- 74-8010
		9	各種補助金などの申請書作成支援	各種補助金などの申請に当たり、申請書の作成が困難な高齢者世帯などを対象に、富山県行政書士会と連携して、無料で申請書を作成	不要	地域振興課 0766- 74-8013
		10	災害サポートレンタカー	豪雨災害により被災された方を対象とした無償のレンタカー支援 （９月１５日１３時から受付開始） 貸出期間：（軽・普通）乗用車　　最長１か月間 トラック・軽トラック　最長３日間 貸出場所：市民課 電話受付：水・日曜・祝日は休み 対応日時：月・火・木・金曜日（10:00～16:00） ※貸出状況により日程調整が必要なため、必ずしも希望の日時に予約できるとは限りませんのでご注意ください。	必要	一般社団法人 日本カーシェアリング協会 050- 5799-4740

項目				内容	り災証明書の要否	問合せ先
被災者の生活確保	生活支援	11	自動車の貸出し	豪雨による故障等で短期的に車両が必要な方への車両の無償貸与 貸出期間：２日間まで	必要	高岡三菱自動車販売 罹災支援窓口 0766-25-2828
	資金貸付	12	災害援護資金の貸付け	災害により被害を受けた世帯の世帯主に、生活の立て直しに必要な資金を貸付け ・全壊２５０万円 ・半壊１７０万円等	必要	福祉介護課 0766-74-8111
		13	災害復旧資金の貸付け	災害により被害を受けた勤労者又はその家族に対し、住宅及び生活の復旧等に必要な資金を貸し付け	詳細はお問合せください。	北陸労働金庫の各支店
	建物等の解体・撤去	14	損壊家屋等の解体・撤去	全壊した家屋等を公費により解体撤去	必要	環境保全課 0766-74-8065
		15	危険老朽空き家等解体の支援	空き家の解体撤去に対し、対象除却費用を助成 （注：空き家に該当するもののみ。） ①危険老朽空き家 ・対象除却費用の２／３　上限５０万円 ②老朽空き家（S56.5.31以前に建築） ・対象除却費用の２／３　上限３０万円	不要	未来戦略課 0766-74-8190
		16	災害ごみや土砂・流木等撤去等支援（自治会）	地域ぐるみで実施する河川等の溢水による災害ごみや土砂・流木等の撤去及び浸水した住宅等の衛生環境を保つための消毒作業に要する経費に対する補助 対象者：自治会 補助率：１０／１０ 限度額：３００万円	不要	地域振興課 0766-74-8013
		17	自治会で回収した災害ごみの臨時収集	地域ぐるみで実施する災害ごみの回収に伴う臨時収集 収集日：月曜から金曜（土・日・祝日を除く） ※収集希望日の２日前までに環境保全課に申出が必要	不要	環境保全課 0766-74-8065
		18	災害ごみの処理手数料無料	高岡広域エコクリーンセンター及び不燃物処理センターで受入可能な災害ごみについて処理手数料を減免して無料 ※り災証明申請書の写し又はマイナポータルで申請の場合は申請画面の提示でも可	必要	環境保全課 0766-74-8065
		19	宅地土砂等の集積場の設置	宅地土砂等の集積場を氷見運動公園（旧陸上競技場跡）に開設 受入期間：９月１０日(木)～１１月３０日(月) 受入時間：午前９時～１１時、午後１時～４時	不要	都市計画課 0766-74-8076

項目				内容	り災証明書の要否	問合せ先
被災者の生活確保	建物等の解体・撤去	20	敷地の堆積土砂等撤去にかかる支援	敷地に土砂等が堆積した所有者等が業者に支払う費用のうち、敷地から土砂等を撤去し、適正に処分するための費用（土砂等の処分費及び重機運搬費等を含む。）を補助 補助率：１０/１０ （別途、補助対象経費の上限単価設定あり） ※注意事項※ ●自ら業者に依頼し土砂を撤去した後に申請となるため、下記の点に注意してください。 ①被害状況（土砂堆積範囲、高さなど）がわかる写真を必ず撮ること。 ②作業前・作業中・作業後の写真を必ず撮ること。 ③依頼業者から見積書、領収書（内訳書）を取得すること。	不要	ふるさと整備課 0766-74-8091/30-7071
	家屋の感染症対策	21	浸水した家屋の消毒	家屋が浸水した方に、清掃用消毒薬、マスク、作業用手袋、古タオルを配布 場所：健康・医療対策課（いきいき元気館） 福祉介護課（市役所）	不要	健康・医療対策課 0766-74-8062
	住宅の確保	22	住宅の応急修理 （部分修理） （R9.8.26完了分まで）	全壊、半壊、準半壊の被害を受け、屋根や窓、トイレ、浴槽など生活に不可欠な部分の応急修理を市が業者と契約して実施 ・全壊･半壊　限度額７５７，０００円 ・準半壊　　限度額３６７，０００円	必要	都市計画課 0766-74-8078
		23	宅地等の復旧工事	被災した住宅がある宅地等の復旧工事費を補助 対象工事：法面の復旧、擁壁の復旧、 地盤の復旧 補助額：（復旧工事費－５０万円）×２/３ 限度額：７６６万６千円	必要	都市計画課 0766-74-8090
		24	宅地の堆積土砂撤去等支援（個人）	宅地に土砂等が堆積した所有者等が業者に支払う費用のうち、宅地から土砂等を撤去し、適正に処分するための費用（土砂等の処分費及び重機運搬費等を含む。）を補助 補助率：１０/１０（別途、補助対象 経費の上限単価設定あり） ※注意事項※ ●自ら業者に依頼し土砂を撤去した後に申請となるため、下記の点に注意してください。 ①被害状況（土砂堆積範囲、高さなど）がわかる写真を必ず撮ること。 ②作業前・作業中・作業後の写真を必ず撮ること。 ③依頼業者から見積書、領収書（内訳書）を取得すること。	必要	都市計画課 0766-74-8090
		25	浄化槽の修理等の支援	大雨により被害を受けた住宅に設置されている合併処理浄化槽本体の修理費用、入替費用を補助 受付期間：９月７日（月）～１２月２５日（金） 受付場所：氷見市環境浄化センター （氷見市湖光226-1）	不要	上下水道課 0766-74-8207

項目				内容	り災証明書の要否	問合せ先
被災者の生活確保	住宅の確保	26	賃貸型応急住宅の提供	住宅が全壊、半壊した方のうち、入居の条件を満たす方に民間賃貸住宅を借り上げて提供。家賃、敷金や共益費は免除。光熱水費は自己負担。 提供期間：入居日から２年間 ※応急修理制度を併用する場合は、応急修理申込日から6か月以内、かつ応急修理が完了した時には速やかに退去	必要	都市計画課 0766- 74-8079
		27	市営住宅の一時提供	住宅が全壊、半壊した方のうち、入居の条件を満たす方に市営住宅を一時提供。光熱水費は自己負担。 提供期間：入居日から6カ月 ※2年間まで延長可能 ※応急修理制度を併用する場合は、応急修理申込日から6か月以内、かつ応急修理が完了した時には速やかに退去 提供住戸 うみどりーむ栄　１戸	必要	都市計画課 0766- 74-8079
		28	県営住宅の一時提供	大雨被害により住宅に引き続き住むことができず、住宅に困窮している方に県営住宅を一時提供	詳細はお問合せください。	県建築住宅課 076-444- 3358
		29	住宅の取得支援	半壊以上又は市から応急住宅の提供を受けた方で、令和８年８月２７日から令和１１年３月３１日までの間に自らが居住する目的で住宅を取得した方 補助率：新築の場合は、１/１０以内 中古の場合は、１/２以内 限度額：５０万円【居住誘導区域内での取得は１０万円、取得住宅で新たに三世代同居をする場合は３０万円（三世代近居の場合は１０万円）をそれぞれ加算】	必要	未来戦略課 0766- 74-8190
		30	住宅のリフォーム支援	半壊以上又は市から応急住宅の提供を受けた方で、令和８年８月２７日から令和１１年３月３１日までの間に自らが居住する目的で空き家を取得し、その住宅のリフォーム工事をした方（リフォーム完了後１年以内に居住すること。） 補助率：リフォーム工事に要した経費の１/２以内 限度額 ：１００万円	必要	未来戦略課 0766- 74-8190
	地域インフラ復旧支援	31	地域コミュニティセンター復旧支援　（拡充）	被災した地域コミュニティセンターの復旧経費に対する補助 補助率：１０/１０ 限度額：３００万円	不要	地域振興課 0766- 74-8013
		32	地域生活基盤復旧整備等支援	国等の災害復旧事業や単独災害復旧事業の対象外となる道路や水路等を地域で復旧する経費に対する補助 補助率：１０/１０ 限度額：３００万円	不要	地域振興課 0766- 74-8013
中小企業者等への支援	事業者相談窓口	33	事業者向けの災害に関する相談窓口	氷見商工会議所（氷見市南大町１０番１号）にて、事業者を対象とした相談を受け付け	不要	氷見 商工会議所 0766- 74-1200

項目				内容	り災証明書の要否	問合せ先
中小企業者等への支援	被災届出証明書（事業者用）	34	被災届出証明書（事業者用）の発行	事業に供する事務所や店舗、倉庫、車両、機械設備、農機具等に受けた被害について、被災者から市に届出されたことについて証明	不要	商工観光課 0766- 74-8105
	災害対応資金	35	運転資金・設備資金を融資	自然災害で被災した中小企業者の方を対象とした融資制度 ①資金使途：運転資金・設備資金（事業の再建・復旧に必要な経費） ②融資限度額：１億円 ③融資期間：１０年以内（うち据置期間５年以内） ④融資利率：年１．５５％以内 ⑤融資申込先： 運転資金の場合　取扱金融機関 設備資金の場合　取扱機関経由のうえ県経営支援課	必要（被災届出証明書でも可）	県地域産業振興室経営支援課 076-444-4402
		36	県融資制度「災害対応資金」に係る保証料の支援	令和８年８月２７日以降に借入した県融資制度「災害対応資金」に係る保証料を全額補助	必要（被災届出証明書でも可）	商工観光課 0766- 74-8105
	事業者への支援	37	災害により発生した産業廃棄物の処分等の支援	災害により発生した産業廃棄物の処分等の一部を補助 対象：市内事業者 補助率：１/２ 限度額：１００万円	必要（被災届出証明書でも可）	商工観光課 0766- 74-8105
		38	被災事業者の再建に向けた支援	災害により被害を受けた中小企業者又は小規模事業者の再建に要する経費の一部を補助 対象：県の「被災事業者事業継続支援補助金」の交付を受けた、市内に事業所を有する中小企業者又は小規模事業者 補助率：１/８ 限度額：中小企業者　　３７５万円 小規模事業者　２８１万円	必要（被災届出証明書でも可）	商工観光課 0766- 74-8105
福祉事業者等への支援	福祉事業者への支援	39	被災介護施設等サービス継続支援	・災害対応備品等購入に対して、補助 補助額：定員１人あたり６千円×利用定員（施設の場合）、施設以外については、利用者数等に応じて２０万～４０万円の定額 ・床上浸水被害を受けた事業所における清掃費に対して補助 補助率：１０/１０ 対象経費：３０万円未満	必要（被災届出証明書でも可）	福祉介護課 0766- 74-8066
農林水産事業者への支援	被害施設の応急措置	40	ブルーシート等の配布	被害を受けた農林道やため池などの保護に必要なブルーシートや土嚢袋を地域で作業される場合に配布 ※申請及び受領は、各地区の代表または区長 ※無くなり次第終了	不要	ふるさと整備課 0766- 30-7011

項目				内容	り災証明書の要否	問合せ先
農林水産事業者への支援	農業者への支援	41	災害により発生した産業廃棄物の処分等の支援	災害により発生した産業廃棄物の運搬費及び処分費の一部を補助 対象：市内の農業者 補助率：１/２ 限度額：１００万円	必要（被災届出証明書でも可）	農林水産課 0766-74-8086
		42	被災した水稲のほ場における作付け支援	被災した水稲の農地の刈取不能となった水田や冠水した水田への補助 ①被災して刈取不能となった水稲のほ場の作付け対策に対する補助　１ａあたり2,000円 ②冠水した水稲のほ場の作付け対策に対する補助 １ａあたり　750円	ー	農林水産課 0766-74-8086
		43	果樹・野菜等の被害に対する対策支援	被災した果樹・野菜等の生産者に対する追加防除や伐倒折損した支柱等の経費に対する補助 ①果樹の被害に対する対策支援 追加防除費　　１ａあたり600円 支柱　　樹体 1本あたり4,000円 ②野菜や花きの被害に対する対策支援 追加防除費等　　１ａあたり1,200円	ー	農林水産課 0766-74-8086
		44	被災農業者施設等支援	農業者の被災した施設・機械等の再建の経費に対する補助 補助率：６分の５（国3/10、県11/30、市1/6） （国の支援の内容の決定により変動する場合あり）	被害確認資料提出	農林水産課 0766-74-8086
		45	農業経営安定資金に対する利子補給	被災して事業継続に支障をきたす農業者が借り入れた農業経営安定資金（大雨災害特別枠）に対して県や農協、市の利子補給により無利子となるもの。 貸付限度額：１０，０００千円 （特認２５，０００千円） 償還期間：７年以内(うち据置２年以内)	必要（被災届出証明書でも可）	借入に関する問合せは農業協同組合 農林水産課 0766-74-8086
		46	市単土地改良事業	地元で緊急に実施する小規模な農業用施設（道路や水路）の復旧に対する補助 補助率：地元が施工する工事費の ４０％ 限度額：４０万円	不要	ふるさと整備課 0766-30-7011
	林業者への支援	47	災害により発生した産業廃棄物の処分等の支援	災害により発生した産業廃棄物の運搬費及び処分費の一部を補助 対象：市内の林業者 補助率：１/２ 限度額：１００万円	必要（被災届出証明書でも可）	農林水産課 0766-74-8097
	漁業者への支援	48	災害により発生した産業廃棄物の処分等の支援	災害により発生した産業廃棄物の運搬費及び処分費の一部を補助 対象：市内の漁業者 補助率：１/２ 限度額：１００万円	必要（被災届出証明書でも可）	農林水産課 0766-74-8101

項目				内容	り災証明書の要否	問合せ先
災害ボランティア	災害ボランティア・支えあいセンター開設	49	災害ボランティアによる家屋の片づけなどの困りごとの支援	泥の片づけや屋内の清掃など、災害ボランティアによる手助けや生活を送るうえで不安なこと等ご相談ください。 受付時間：１０：００～１６：００ （土日・祝日を含む）	不要	氷見市災害ボランティア・支えあいセンター 相談専用ダイヤル ①090-5687-2202 ②090-5687-2203
		50	送風機の貸出し 【協力】 NPO法人Vネット JAPAN PLATFORM	浸水被害を受けた方へ送風機の貸出を実施（９月３日～） 貸出場所：中央町12-21 （氷見市いきいき元気館内） 受付時間：１０：００～１６：００ （土日・祝日を含む） 貸出期間　貸出日から１４日間 貸出台数　１世帯４台まで	不要	
上下水道料金の減免		51	上下水道料金の減免 変更	住宅や公民館の清掃等に水道水を使用したため、通常の使用水量より多くなった水量に対し、３か月間（８～１０月使用分）水道料金・下水道使用料の一部を減免（申請不要） ※清掃等が完了できない場合は清掃完了前に上下水道課にご相談ください。申請により、減免を延長できる場合があります。	必要（公民館は不要）	上下水道課 0766-74-8206
市税等の減免など		52	固定資産税の減免	家屋等が大雨等の被害を受けた方へ被災住家分の固定資産税の減免 全壊：１０/１０ 大規模半壊：６/１０ 中規模・半壊：４/１０ 準半壊：２/１０	必要	税務課 0766-74-8045
		53	市民税（個人）の減免	住宅等に受けた損害金額（保険金、損害賠償等で補填される金額を除く。）がその住宅等の価格の１０分の３以上である場合に減免（所得条件あり） 全壊：１０/１０ 大・中規模半壊：１/２	必要	税務課 0766-74-8043
		54	国民健康保険税の減免	住宅等に受けた損害金額（保険金、損害賠償等で補填される金額を除く。）がその住宅等の価格の１０分の３以上である場合に減免（所得条件あり） 全壊：１０/１０ 大・中規模半壊：１/２	必要	税務課 0766-74-8043
		55	自動車税の減免	災害で被災した自動車を廃車し、代替車（普通自動車に限る。）を取得した方又は被災した普通自動車を修理した方に対する令和９年度自動車税の減免	必要（被災届出証明書でも可）	富山県総合県税事務所自動車税センター 076-424-9211
		56	納税（徴収）猶予	災害により納付が困難な状況にある場合の納税（徴収）猶予	必要	税務課 0766-74-8041
		57	介護保険料の減免・納付（徴収）猶予	大雨により所有する住宅が著しい損害を受け、納付が困難な第１号被保険者（６５歳以上）の介護保険料を免除または納付（徴収）を猶予 全壊・床上浸水：１００/１００ 半壊：７０/１００	必要	福祉介護課 0766-74-8066

項目			内容	り災証明書の要否	問合せ先
市税等の減免など	58	介護保険利用者負担額の減免	大雨により住宅等が全半壊するなどの被害を受けた場合、介護サービス費等の利用者負担額を減免 全壊・床上浸水：１００/１００ 半壊：９７/１００	必要	福祉介護課 0766- 74-8066
	59	障害福祉サービス等の利用者負担額の免除	災害により被災した障害者等に係る障害福祉サービス等の利用者負担額を免除	必要	福祉介護課 0766- 74-8113
	60	保育料の減免	住宅が著しい損害（世帯の総所得の40％以上の額）を受けた世帯の０歳児の保育料の減免	必要	子育て支援課 0766- 74-8116
	61	国民健康保険一部負担金の減免・徴収猶予	災害により資産に重大な損害を受けるなど生活が著しく困難となった場合に一部負担金を減免又は徴収猶予（収入、預貯金等の条件あり）	必要	市民課 0766- 74-8061
	62	後期高齢者医療保険料の減免・徴収猶予	災害により資産に重大な損害（保険、損害賠償等で補てんされる金額を除く。）を受けるなど生活が著しく困難となった場合に保険料を減免又は徴収猶予（所得条件あり）	必要	市民課 0766- 74-8061
	63	後期高齢者医療保険一部負担金の減免・徴収猶予	災害により資産に重大な損害を受けるなど生活が著しく困難となった場合に一部負担金を減免又は徴収猶予（収入条件あり）	必要	市民課 0766- 74-8061
	64	国民年金保険料の納付免除	住宅、家財、その他財産について被害金額（保険、損害賠償等で補てんされる金額を除く。）が概ね２分の１以上の損害を受けた場合に国民年金保険料の納付免除（所得条件あり）	必要	市民課 0766- 74-8054

最新情報は市の公式ホームページをご確認ください。

氷見市公式LINEでは、災害などに関する緊急情報や暮らしに役立つ情報などを発信しています。是非友だち追加をお願いいたします。

ID「@himicity」で検索